

I．引越運賃率表（時間制・距離制）

車種別		1トン車まで （円）	2トン車まで （円）	3トン車まで （円）	4トン車まで （円）	5トン車まで （円）	6トン車まで （円）	8トン車まで （円）	10トン車まで （円）	12トン車まで （円）
時間制	4時間制	18,590	21,450	23,100	26,620	28,930	31,240	36,520	40,480	43,560
	8時間制	32,450	36,520	39,930	45,760	49,830	53,790	64,680	70,070	72,490
	基礎作業時間8時間を超える場合は1時間まで増すごとに	3,289	3,718	4,136	4,477	4,972	5,434	6,171	6,842	7,051
距離制	100Kmを超え 110Kmまで	36,960	41,250	44,220	49,280	54,450	59,840	67,100	72,490	77,440
	110Kmを超え 120Kmまで	38,500	42,900	45,980	51,370	56,760	62,370	69,850	75,460	80,630
	120Kmを超え 130Kmまで	40,040	44,660	47,850	53,460	58,960	64,900	72,710	78,540	83,820
	130Kmを超え 140Kmまで	41,580	46,200	49,720	55,440	61,270	67,430	75,130	81,510	87,010
	140Kmを超え 150Kmまで	43,120	48,070	51,590	57,530	63,470	69,960	78,320	84,590	90,200
	150Kmを超え 160Kmまで	44,660	49,830	53,350	59,620	65,780	72,490	81,180	87,560	93,500
	160Kmを超え 170Kmまで	46,200	51,590	55,220	61,710	67,980	75,020	84,040	90,530	96,800
	170Kmを超え 180Kmまで	47,740	53,240	57,090	63,800	70,290	77,550	86,900	93,610	99,990
	180Kmを超え 190Kmまで	49,280	55,000	58,850	65,890	72,600	80,080	89,650	96,580	103,180
	190Kmを超え 200Kmまで	50,820	57,200	60,720	67,980	74,800	82,500	92,510	99,660	106,370
	200Kmを超え 500Kmまで 20Kmまでを増すごとに	2,750	3,080	3,300	3,630	4,070	4,400	5,060	5,390	6,160
	500Kmを超え 50Kmまでを増すごとに	6,820	7,700	8,250	9,130	10,120	11,110	12,540	13,420	15,290

II．引越運賃料金適用方

この運賃料金は引越荷物を運送する場合に適用します。ただし、事業所等の移転又は定型の容器を用いて定額で行う運送であって、引越約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には適用しません。

（運賃料金の適用）

1. この運賃及び料金は、実車キロ（荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ）が、100キロメートル以内は時間制運賃を適用し、100キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

（運賃料金計算の基本）

2. 時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間（車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰るまでの時間をいいます。）の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。
- この場合、4時間制運賃は、基礎作業時間が午前から午後にはまたがらない場合であって、かつ、4時間以内のときにのみ適用します。
- また、8時間制運賃は、上記以外の場合（基礎作業時間が午前から午後にはまたがる場合又は4時間を超える場合）に適用しますが、基礎作業時間が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。
3. 距離制運賃の運送距離の計算は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

（運賃計算の方法）

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といいます。以下同じ）及び時間又は運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といいます。以下同じ）の上下それぞれ10％の範囲内で計算します。
- (2) 割増率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算した上で、上下それぞれ10％の範囲内で計算します。
- (3) 2種以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

（は数の処理）

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた1円未満のは数は、1円単位に四捨五入します。

（冬期割増）

6. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合は、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{冬期割増区間の運送時間又は距離に対応する基準運賃} \times 0.2$$

地 域	期 間		割増率
北海道	自 11月16日	至 4月15日	2 割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月1日	至 3月31日	2 割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・宮古市(旧下閉伊郡川井村、田老町新里村のみ)、八幡平市(旧岩手安代町、西根町、松尾村のみ)、滝沢市、盛岡市			
(旧岩手郡玉山村のみ)、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡			
福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡			
岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡上郡			

（休日割増）

7. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{日曜祝祭日に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃} \times 0.2$$

日 曜 祝 祭 日 に 運 送 し た 時 間 又 は 距 離 に 限 る	2 割
---------------------------------------	-----

（深夜・早朝割増）

8. 深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）におこなわれる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{深夜・早朝割増の適用時間に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃} \times 0.3$$

午後10時から午前5時までに運送した時間又は距離に限る	3 割
-----------------------------	-----

（荷役に係る料金）

- 9－1. 荷役作業（積み込み、取卸し、搬出及び搬入作業）、荷造り作業、開梱作業に係る費用（運転手作業員料を除く。）は、以下に定める料金を収受します。

(1)荷役作業員料

	上 限	下 限
作業員1人 8時間までごとに	29,700円	22,000円

(2)荷造作業員料

	上 限	下 限
作業員1人 4時間までごとに	22,000円	16,500円
作業員1人 8時間までごとに	27,500円	22,000円

(3)開梱作業員料

	上 限	下 限
作業員1人 4時間までごとに	22,000円	16,500円
作業員1人 8時間までごとに	27,500円	22,000円

(4)作業員料超過時間料金

作業員1人 1時間までごとに	上記(1)～(3)に係る作業における超過時間料金 2,750円
----------------	------------------------------------

（車両留置料）

- 9－2. 実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間（荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。）が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車種別	6トン車まで	6トン車を超え12トン車まで
発地又は着地ごとに	120分	150分

車両留置料（9運輸局）

車種別 時間	1トン 車まで	2トン 車まで	3トン 車まで	4トン 車まで	5トン 車まで	6トン 車まで	8トン 車まで	10トン 車まで	12トン 車まで
30分まで ごとに	1,606円	1,782円	1,914円	2,046円	2,244円	2,464円	2,805円	3,091円	3,223円

（運賃及び料金の額）

10. 運賃及び料金は、それぞれ消費税及び地方消費税を含みます。

（計算の順序）

11. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
- ① 使用車両及び時間又は運送距離による運賃の計算
- ② 割増率の適用の計算
- ③ 上下それぞれ10％幅の適用計算
- ④ 5. による運賃のは数処理
- ⑤ 料金の計算
- ⑥ 実費の計算

（実費負担）

12. 次に定める荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

- (1) 諸資材料（運搬料を含む）
- (2) 特殊荷役機械使用料
- (3) 有料道路利用料
- (4) 一時保管料

13. フェリーボート利用料（自動車航送船利用料）

- (1) 実車キロが100キロメートル以内の運送（時間制運賃）であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合（4時間又は8時間の範囲内で終了する引越作業）には次の式により算出した金額を収受します。
- $$\text{使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）} \times 2$$
- ただし、基礎作業時間（4時間又は8時間）を超えた場合は、超過時間に応じた時間加算額相当額を加算した実費を収受します。
- (2) 実車キロが100キロメートルを超える運送（距離制運賃）であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には次の式により算出した金額を収受します。
- $$[\text{使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）} + \text{航送期間中の固定費（2時間当たり車両留置料相当額} \times \text{航送所要時間）}] \times 2$$

（その他）

14. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとする。